

令和3年度第2回松本市地域包括支援センター運営協議会  
次 第

日 時 令和4年1月28日(金)  
午後2時00分～  
会 場 大会議室(本庁舎3階)

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 協議事項

- ア 令和4年度松本市地域包括支援センター運営方針(案)について 資料1
- イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について 資料2

(2) 報告事項

- 松本市中央地域包括支援センターの拠点変更(移転)について 資料3

4 その他

5 閉 会

※令和3年度運営方針から変更となっている箇所を下線を引いてあります。

## 令和4年度松本市地域包括支援センター運営方針について（案）

### 1 地域包括ケアシステムの推進方針

- (1) 高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けられるよう、医療や介護、生活支援サービスが一体的に切れ目なく提供できる取組みを、関係機関と連携して進めます。
- (2) 地域ケア会議等で出された課題から、地域共生社会に向けた取組みを検討します。

### 2 重点的に行うべき業務方針

#### (1) きめ細かな総合相談の実施

地域の身近な窓口として、地域包括支援センターの専門職がそれぞれの専門性を活かしながら、地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・サービスにつなげます。

#### (2) 介護予防・重度化防止の推進

介護保険サービスを使っていない方はもちろん、使うようになって、セルフケアに取り組む等、健康の保持増進に努めることや、地域とつながりを持ち身近な通いの場等に参加・活動することが介護予防になることから、これらの重要性について、様々な機会を活用し地域住民に啓発します。

本人のQOLの向上を目指し、介護支援専門員、介護サービス事業所等多職種が連携を深めるよう支援します。

#### (3) 生活支援体制の推進

地区生活支援員と連携して、担当地域のニーズを把握し、介護支援専門員や関係者等に対して、介護予防に資する取組みや生活支援サービスの提案・検討を行います。

住民主体のつながりづくり・助け合いづくりを推進するため、地域づくりセンターや社会福祉協議会等と連携を強化します。

また、高齢者に対して、支えられる側として支援を受けるだけでなく、支える側としても生きがいや役割を見出すよう支援し、高齢者の社会参加を進めます。

#### (4) 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に基づき認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」の考え方を踏まえ、認知症地域支援推進員を中心に、認知症思いやりパスブック（認知症ケアパス）等を活用した相談の充実と、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターをはじめとする、医療・介護の関係機関や地域との連携による早期発見・早期対応を目指します。

また、認知症に対する理解を深めるため、町会や地区単位で研修会等を開催します。

本人・家族のニーズ（本人ミーティング等）と認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の整備に向けて、認知症サポーター養成講座の継続と認知症サポーターの活動（ステップアップ講座の開催等）を促進します。

また、個別地域ケア会議等を活用し、具体的支援につなげます。

#### (5) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を切れ目なく提供するために、地域包括支援センター単位の多職種連絡会等や事例検討会、地域ケア会議（個別地域ケア会議・自立支援型個別ケア会議）を開催するとともに、入退院連携ルールと多職種連携シートの活用を図ります。

また、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）（人生会議）と「松本市版リビングウィル（事前指示書）」の継続的な周知を町会や地区単位で行います。

## (6) 権利擁護の推進

### ア 高齢者虐待対応

地区担当ケースワーカーや健康づくり課保健師などの関係者と連携し、高齢者虐待の早期発見や高齢者の支援・安全確保などの早期対応、早期終結、さらに、養護者支援に取り組みます。

支援方針の決定やモニタリングのため、随時コアメンバー会議や必要に応じて外部の法律関係者を交えた定例コアメンバー会議等を活用し、虐待対応の体制強化に努めます。

地域や介護サービス事業所等に対し、虐待の早期発見・防止の周知啓発を更に進めます。

### イ 成年後見制度利用促進

一次相談機関（高齢者の総合相談窓口）として、中核機関である高齢福祉課や成年後見支援センターと連携し、制度を広く周知し浸透を図り、必要な人が制度を利用できるよう努めるとともに、制度利用の前後に関わらず、本人の意思に寄り添った「意思決定支援」を行います。

また、後見人等審判確定後も、本人・後見人等・支援機関をひとつのチームとして連携し、地域包括支援センターは、そのチームの一員として、客観的かつ包括的に支援します。

## (7) 災害・感染症対策等対応の強化

ア 大規模災害の発生や感染症の流行に備え、緊急時には適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制の構築をまとめたBCP（業務継続計画）の策定や随時見直しを進めるとともに、平時から介護サービス事業所等との情報共有を図ります。

イ 市・民生委員等各関係機関・地域包括支援センターで、日頃の見守り体制の中から避難行動要支援者等の情報共有・可視化をし、緊急時への迅速対応に備えます。

また、地域包括支援センターは、利用者の生活及び身体状況等から、サービスの優先度・必要度をトリアージし、適切な対応を行います。

ウ 引き続き、日頃から居宅介護支援事業所の相談支援を行うとともに、介護サービス事業所間等との更なる連携に努めます。

## 3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

地区関係職員による地区支援企画会議やまちづくり協議会、地域づくりに関する各種会議、また地域包括支援センター単位の多職種連絡会や地域ケア会議等を通じて、ネットワークの強化に努めます。

## 4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

(1) 介護保険サービスの利用のみならず、セルフケアや地域とのつながり、社会資源の活用等も意識したケアマネジメントを行います。

(2) 医療と介護の専門職の視点を入れ、モニタリングや評価を適切に行い、自立支援・重度化防止を進めます。

## 5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

(1) 介護支援専門員のニーズを反映した勉強会や意見交換会等を開催し、利用者の介護予防・自立支援を目的として、地域の幅広い活動の情報提供を行う等、適切なサービスが効果的に提供できるよう支援します。

- (2) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が個別や地域の課題を把握した時には、関係機関との連携の支援や、地域ケア会議の活用等を進め、課題解決に向け取り組みます。
- (3) 自立支援型個別ケア会議により、要支援者等の個別課題の解決やQOLの向上、参加者間のネットワーク構築や地域課題の把握等を行うとともに、職員のファシリテーション力向上やケアプランの質の向上を目指します。

## 6 地域ケア会議等の運営方針

- (1) 個別の事例をもとに開催する「個別地域ケア会議」、「自立支援型個別ケア会議」を積極的に開催し、個別課題の解決、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメント支援につなげます。
- (2) 「個別地域ケア会議」、「自立支援型個別ケア会議」等の積み重ねにより地域課題が把握された場合は、地域づくり関係者と調整のうえ、「地域ケア会議も含めた」地区の実情に合わせて開催する会議において検討を行い、解決につながるよう地区関係者と協力して取り組みます。

## 7 市との連携方針

定期的開催する専門職種会等を通じて、地域包括支援センター間や基幹との情報共有を図り連携を強化するとともに、地域づくりセンター主催の地区支援企画会議等を通じて市の関係課や様々な関係機関と連携しながら、担当地域の実情やニーズに基づき適切な事業運営を遂行します。

## 8 個人情報の取扱いに係る方針

市との事業運営委託契約に基づき、地域包括支援センターが有する個人情報を業務以外の目的で使用したり、第三者に漏れることのないよう関係法令等を遵守し、情報管理の徹底を図ります。

また、相談時には、利用者等のプライバシーが確保されるよう配慮し、環境整備に努めます。

## 9 公正・中立性確保のための方針

介護予防サービス計画の作成や介護サービス事業所の紹介等にあたっては、本人や家族の意向を踏まえ、地域包括支援センター職員の研修会や専門職種会等による自己研鑽、自立支援型個別ケア会議における専門職からの助言をもとに、公正・中立性を確保します。

## 10 住民への周知・啓発の実施方針

地域の身近な高齢者の相談窓口として地域包括支援センターの円滑な利用を図るため、センターだより等を活用し、センターの役割や取組み、連絡先等について、住民や関係機関に対し積極的な周知に努めます。

介護予防支援業務（地域包括支援センターにおけるプラン作成業務）の  
居宅介護支援事業所への一部委託について

1 趣旨

標記業務の委託先の選定について、松本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第3条第1項及び厚生労働省老健局 平成30年5月10日発「地域包括支援センターの設置運営について」に基づき、運営協議会の承認をお願いするものです。

2 委託先について

令和3年6月28日に開催しました、令和3年度第1回運営協議会以降に、下記の事業者から受託の申し出がありました。

この事業者は次の委託要件を備えていることから委託するものです。

- (1) 中立性、公正性が担保され、受託する予防給付及び介護予防・生活支援サービス事業に係るケアマネジメント業務の円滑な遂行ができる能力のある事業者である。
- (2) 原則、市町村が介護保険法に基づいて指定し、要介護者に対して介護給付のケアプランの作成を行う居宅介護支援事業者である。

3 委託後の対応について

業務委託の要件を維持し、適正なケアマネジメント業務が行われるよう、地域包括支援センターと各事業者との連携を密にするとともに、研修の受講等の指導を行ってまいります。

4 その他

当業務の委託先については、今後も居宅介護支援事業者の動向により承認をお願いしてまいります。

番号	介護保険事業者番号	居宅介護支援事業所名	所在地
1	2070204173	居宅介護支援事業所ふくろうの家	松本市横田 4-27-19

## (報告事項)

## 松本市中央地域包括支援センターの拠点変更（移転）について

## 1 趣旨

松本市中央地域包括支援センターの受託法人である社会医療法人財団慈泉会より、拠点変更の申し出がありましたので、以下のとおり報告するものです。

## 2 変更内容

- (1) 移転日 令和4年4月1日
- (2) 所在地 現所在地：松本市本庄2-4-1 フォーラム本庄210（2階）  
移転先：松本市本庄2-10-21 社会医療法人財団慈泉会第3ビル（3階）
- (3) 理由 業務時に電話や訪問活動が多いことから、受託法人拠点ビル内に包括支援センターを設置することにより、不在時等における電話・来客対応に備えるため。

## 3 スケジュール

令和4年3月中旬 慈泉会ビル内工事終了次第、業務に影響の無い範囲で荷物の搬入  
31日 現所在地窓口来庁・電話対応終了  
4月1日 新拠点稼働  
4月上旬 現地確認

## 4 移転に伴う周知

移転2カ月前から周知を行う。

- 【市対応】 2/1号広報まつもとへの掲載  
2/1～松本市公式ホームページへの掲載

## 【法人・包括対応】

民生委員をはじめ関係機関・介護サービス事業所へ紙面配布  
利用者へは個別に口頭説明及び紙面配布  
現所在地での移転案内表示（看板等）の設置

## 5 移転に伴う影響

- ・移転先は、現所在地から徒歩3分（270メートル）であり、事務所は3階となるがエレベータが設置されていること、また、事務所への来客が僅かにあるが、電話や訪問、地区拠点での活動が多く、利用者への影響は少ないと考えられる。
- ・電話番号などの連絡先の変更はないため、電話相談への支障はない。

## 令和3年度地域包括支援センター事業評価の結果について

### 1 概要

平成30年度の介護保険法改正により、地域包括支援センターの機能強化を図るため、市町村及び地域包括支援センターによる評価の実施と、その結果を踏まえて必要な措置を講ずることが義務化され、全国統一で用いる評価指標が策定された。

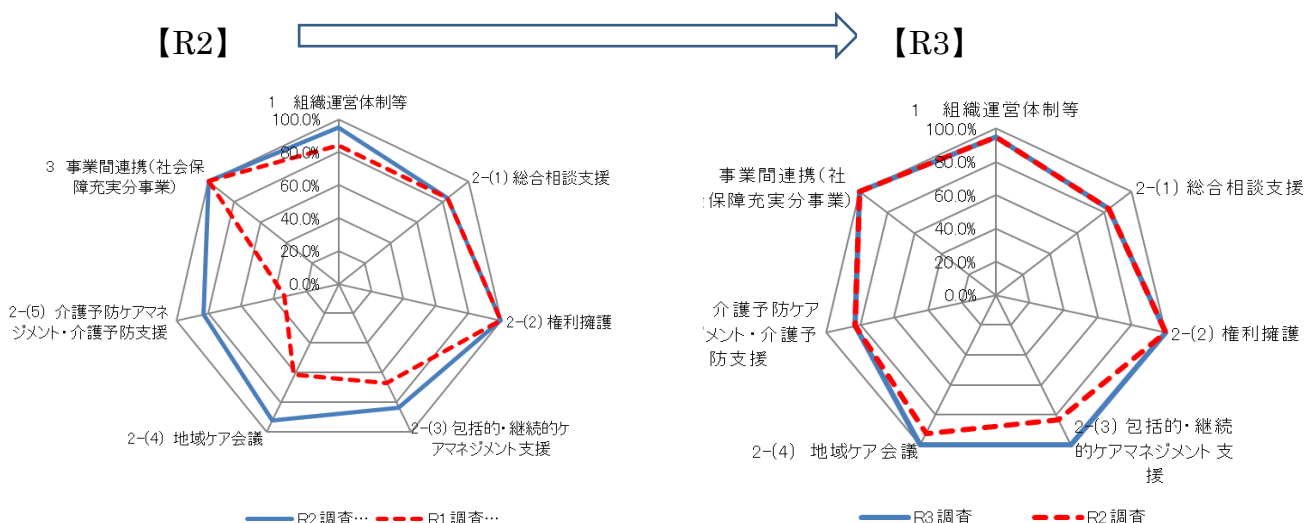
この指標に基づき行った令和2年度事業の評価結果について報告するもの。

### 2 評価指標の構成

- (1) 組織・運営体制等 市19項目・センター19項目（うち連携15項目）
- (2) 個別業務 市35項目・センター31項目（うち連携28項目）
- (3) 事業間連携 市5項目・センター5項目（うち連携5項目）

### 3 評価結果

#### (1) 【市】R2調査からR3調査への改善値



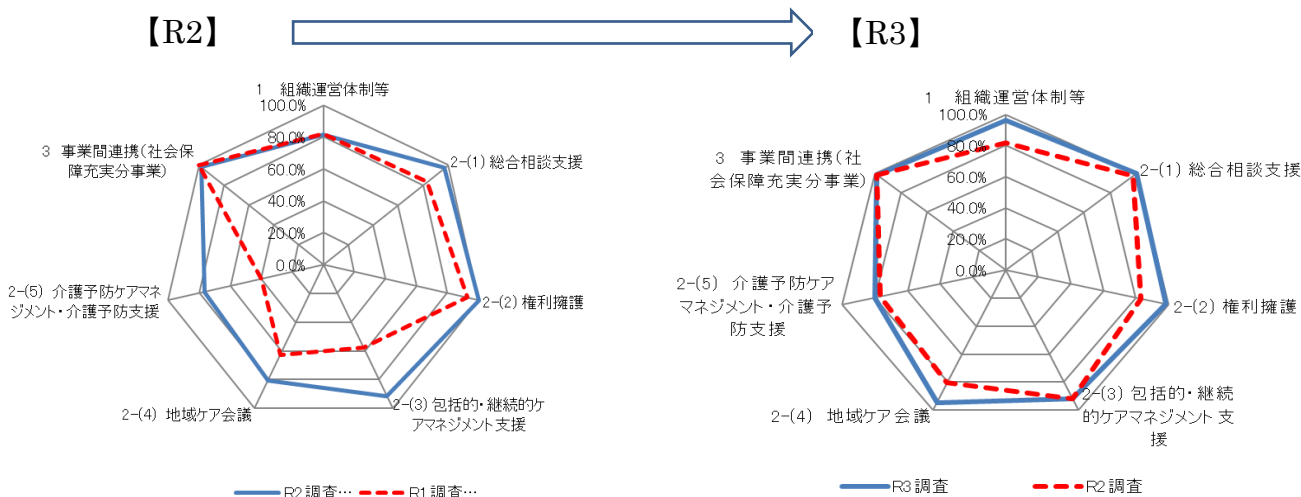
	R3調査 松本市	R2調査 松本市	R3調査 全国平均	【参考】 回答項目数
1 組織運営体制等	94.7%	94.7%	79.4%	19
2-(1) 総合相談支援	83.3%	83.3%	84.8%	6
2-(2) 権利擁護	100.0%	100.0%	87.4%	4
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	83.3%	69.2%	6
2-(4) 地域ケア会議	100.0%	92.3%	68.0%	13
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	83.3%	83.3%	68.4%	6
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	100.0%	100.0%	85.6%	5
				計 59項目

#### (2) 【市】未改善項目

1 組織運営体制等	
Q26	センターの3職種（準ずる者を含む）一人当たり高齢者数の状況が1,500人以下であるか。
2-(1) 総合相談支援	
Q38	市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に定期的に参加しているか。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	
Q73	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに提示しているか。



(3) 【センター平均】 R2 調査から R3 調査への改善値



	R3調査 センター平均	R2調査 センター平均	R3調査 全国平均	【参考】 回答項目数
1 組織運営体制等	96.5%	81.6%	85.6%	19
2-(1) 総合相談支援	100.0%	97.2%	91.8%	6
2-(2) 権利擁護	98.3%	82.8%	90.3%	5
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	91.7%	91.7%	79.4%	6
2-(4) 地域ケア会議	94.4%	80.6%	81.5%	9
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	80.0%	76.7%	81.4%	5
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	98.3%	98.3%	84.8%	5
				計 55項目

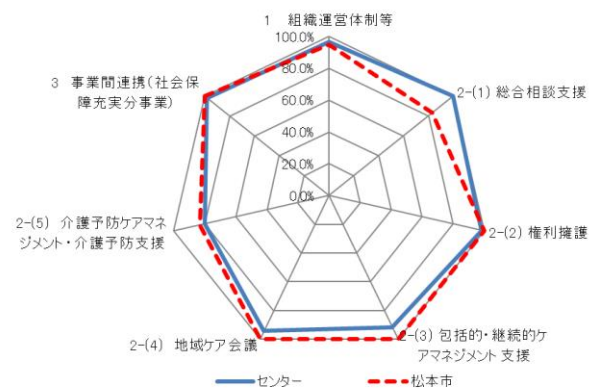
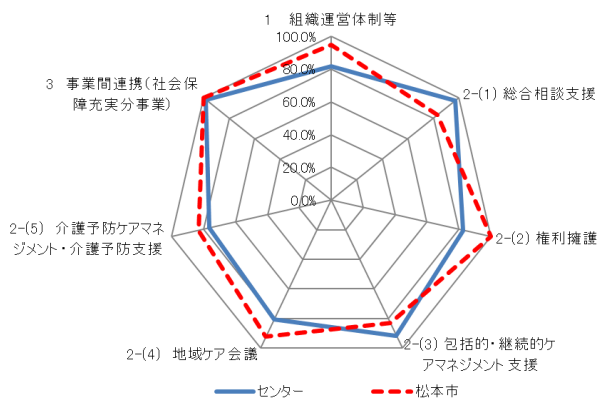
(4) 【センター平均】未改善項目

1 組織運営体制等	
Q16	3職種（準ずる者は含まない）について、必要数を配置しているか。
Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センター又は受託法人が、職場での仕事を離れての研修（off-JT）を実施しているか。
2-(2) 権利擁護	
Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等との連携の上、対応しているか。
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	
Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。
Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。
Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。
2-(4) 地域ケア	
Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に周知しているか。
Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。
Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。



Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	
Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法（介護予防手帳など）を活用しているか。
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	
Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。

(5) 【市・センター平均との連携】R2 調査から R3 調査への改善値



(6) 市・センター指標連携項目一覧表  
資料4 ページから

(7) 市町村及び地域包括支援センターの評価指標  
資料10 ページから

令和3年度地域包括支援センター事業評価結果について(連携項目一覧表)

市指標		提示手段	松本市	全国調査結果	各センター指標													全国調査結果	留意点			
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	全国調査結果										
1 組織・運営体制等																						
(1) 組織運営体制																						
1	Q19	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	紙面	○	71.2%	1	Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94.4%	評価実施年度4月末日までに示された運営方針が対象			
2	Q20	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	運協にて協議	○	75.0%	2	Q11	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。 (Q11で「○」の場合のみ回答する欄です。Q11で「×」の場合は、「×」を選択してください)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	86.7%				
3	Q21	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	運協にて協議	○	48.5%	3	Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	95.5%	対象:前年度			
4	Q22	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。	センター長会	○	85.8%	4	Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	92.8%	対象:前年度			
5	Q23	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	65歳以上人口、各種アンケート結果、介護保険関係情報、関係団体情報の提供	○	96.7%	5	Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	97.2%	対象:前年度			
						6	Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	84.0%	対象:前年度 重点業務を定めた検討の記録(メモ等)が残されている場合には満たすものとする。			
6	Q24	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	業務委託契約書・仕様書	○	92.4%																	
7	Q25	センターにおいて、3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	12包括平均	○	75.0%	7	Q16	3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)について、必要数を配置しているか。	○	×	○	×	×	○	○	×	×	○	○	×	60.8%	対象:評価実施年度の4月末
8	Q26	センターの3職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(圏域内の高齢者数/センター人員)の状況が1,500人以下であるか。	12包括平均	×	59.9%																	対象:評価実施年度の4月末
9	Q27	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	センター長会	○	48.5%	8	Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	69.3%	対象:評価実施年度4月末日までに示された研修計画		
						9	Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	77.0%	対象:前年度 主催者、研修内容、時間数は問わない。
10	Q28	センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	仕様書	○	74.8%	10	Q19	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	68.8%	対象:前年度 窓口設置のほか、携帯電話への転送でも設置とみなす。
11	Q29	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	仕様書	○	78.1%	11	Q20	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	72.5%	対象:前年度 窓口設置のほか、携帯電話への転送でも設置とみなす。
12	Q30	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	ホームページ・センターだより	○	96.0%	12	Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96.7%	対象:前年度
13	Q31	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	介護サービス情報公表システム	○																		対象:前年度
平均点数・個数			12	9	平均点数・個数			12	11	12	11	11	11	11	11	11	12	12	11	10.0		
平均点数・%			92.3%	75.9%	平均点数・%			100.0%	91.7%	100.0%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	91.7%	100.0%	100.0%	91.7%	83.0%		

市指標		提示手段	松本市	全国調査結果	各センター指標												全国調査結果	留意点	
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L								
<b>(2) 個人情報の保護</b>																			
14	Q32	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	業務委託契約書・仕様書	○	93.5%	13	Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	92.0%	対象:前年度 データ又は紙面で整備されている場合。
15	Q33	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	—	○	81.7%	14	Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88.9%	対象:前年度 データ又は紙面で整備されている場合。
						15	Q24	個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	93.0%	対象:前年度
						16	Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	70.1%	対象:前年度持出しや開示に備え、個人情報の取り扱いについて整理のうえデータ又は書面を整備し、持出し・開示時に適正に処理されている場合。
16	Q34	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	業務委託契約書・仕様書	○	89.7%														指示・助言ができる体制を整備している場合も満たしているとみなす。
平均点数・個数			3	2.6	平均点数・個数			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3.4	
平均点数・%			100.0%	88.3%	平均点数・%			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.0%	
<b>(3) 利用者満足の向上</b>																			
17	Q35	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	仕様書	○	83.9%	17	Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	95.6%	対象:前年度 データ又は紙面で整備されている場合。
18	Q36	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	仕様書	○	95.8%	18	Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96.5%	対象:前年度 センターが受けた相談内容を市町村と共有する。
19	Q37	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	仕様書※具体的に	○	79.3%	19	Q28	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	95.5%	対象:前年度 データ又は紙面で整備されている場合。
平均点数・個数			3	2.6	平均点数・個数			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2.9	
平均点数・%			100.0%	86.0%	平均点数・%			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	95.9%	
1 組織運営体制等 計 点数:個数			18	15.1	1 組織運営体制等 計 平均点数:個数			19	18	19	18	18	18	18	18	19	19	18	16.3
1 組織運営体制等 計 点数:%			94.7%	79.4%	1 組織運営体制等 計 平均点数:%			100.0%	94.7%	100.0%	94.7%	94.7%	94.7%	94.7%	94.7%	100.0%	100.0%	94.7%	85.6%
								センター平均		96.5%									





市指標		提示手段	松本市	全国調査結果	各センター指標													全国調査結果	留意点								
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	全国調査結果															
(4) 地域ケア会議																											
36	Q55	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	ガイドライン協議会・小委員会にて承認	○	68.8%	37	Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	83.2%	対象：評価実施年度4月末時点データ又は紙面において、開催頻度等の目安を明確化している場合。
37	Q55-1	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。(Q55で「1」(○)の場合のみ回答する欄です。Q55で「×」の場合は、「×」を選択してください。)	ガイドライン協議会・小委員会にて承認	○	55.8%																						
38	Q56	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	ガイドライン協議会・小委員会にて承認	○	67.5%	38	Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○				78.1%	対象：評価実施年度4月末時点センター職員・会議参加者・地域の関係機関にデータ又は紙面で周知している場合。	
39	Q59	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	—	○	89.2%	39	Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88.3%	対象：前年度 事案がなければ「×」となるもの。
40	Q61	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	—	○	87.2%	40	Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	77.1%	対象：前年度 事案がなければ「×」となるもの。
41	Q62	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	—	○	77.7%	41	Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	87.0%	対象：前年度
42	Q63	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	—	○	77.9%	42	Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	82.8%	対象：前年度 事案がなければ「×」となるもの。データ又は紙面により共有している場合。	
43	Q64	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	—	○	68.2%	43	Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	79.5%	対象：前年度 事案がなければ「×」となるが、事案がありモニタリングが行われていない場合「×」
44	Q65	生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	—	○	63.5%																						
45	Q67	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	—	○	75.8%	44	Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	69.2%	対象：前年度 事案がなければ「×」となるが、事案から地域課題の発見のための会議の開催の有無。	
46	Q68	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	—	○	88.0%	45	Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88.3%	対象：前年度
47	Q69	センター主催及び市町村主催も含めた、地域課題を検討する地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。	地域課題を議事としていない	○	14.9%																					対象：前年度 公表の方法は問わない。	
48	Q70	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。	—	○	49.7%																						
平均点数・個数			13	8.8	平均点数・個数			9	9	9	8	9	8	8	9	9	9	7	8	7.3							
平均点数・%			100.0%	68.0%	平均点数・%			100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	88.9%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	77.8%	88.9%	81.5%							
							センター平均							94.4%													



市指標		提示手段	松本市	全国調査結果	各センター指標													全国調査結果	留意点								
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	全国調査結果															
<b>(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援</b>																											
49	Q71	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	67.4%	46	Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	78.6%	対象:評価実施年度4月末時点市はセンターに、センターはセンター職員及び委託先の居宅介護支援事業所への基本ケアマネジメントが記載されたものを共有している場合。
50	Q72	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	83.7%	47	Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	95.8%	
51	Q73	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	×	35.6%	48	Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	55.3%	対象:前年度手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市から提示され、かつそれを活用している場合。	
52	Q74	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	63.9%	49	Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	83.3%	対象:評価実施年度4月末日時点
53	Q75	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	63.5%	50	Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	93.8%	対象:評価実施年度4月末日時点
54	Q76	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○	96.4%																							
平均点数・個数			5	4.1	平均点数・個数			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4.1		
平均点数・%			83.3%	68.4%	平均点数・%			80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	81.4%		
								センター平均													80.0%						
2 個別業務 計 点数:個数			33	25.7	2 個別業務 計 平均点数:個数			29	30	30	26	30	29	28	29	30	30	27	29	26.2							
2 個別業務 計 点数:%			94.3%	73.4%	2 個別業務 計 平均点数:%			93.5%	96.8%	96.8%	83.9%	96.8%	93.5%	90.3%	93.5%	96.8%	96.8%	87.1%	93.5%	84.5%							
<b>3 事業間連携(社会保障充実分事業)</b>																											
55	Q77	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	○	73.9%	51	Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	75.6%	
56	Q78	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	81.6%	52	Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	87.6%	
57	Q79	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	88.1%	53	Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	82.6%	
58	Q80	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	92.8%	54	Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	88.9%	対象:前年度センターと集中支援チームとの情報共有がされている場合	
59	Q81	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	91.6%	55	Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	89.1%	
3 事業間連携 計 平均点数・個数			5	0.0	3 事業間連携 計 平均点数・個数			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	4.2			
3 事業間連携 計 平均点数・%			100.0%	85.6%	3 事業間連携 計 平均点数・%			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.8%			
								センター平均													98.3%						

# 市町村及び地域包括支援センターの評価指標

# 1. 組織・運営体制等

## (1) 組織・運営体制

市町村指標におけるセンターとは、管内の全センターをいう。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
1	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	・地域の関係者で構成される運営協議会の仕組みを活用し、運営方針を策定していることを評価するもの。	評価実施年度の運営について、4月末日までに示された運営方針が対象	(市町村・センター) ・紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
2	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	2	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	・センターの事業計画を策定するに当たり、市町村とセンターで必要な協議が行われ、センターの事業計画に反映されているかを評価するもの。	評価実施年度の事業計画を策定した際の検討実績が対象	(市町村・センター) ・協議の方法等は問わない。 ・協議の記録(協議内容に関する議事メモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	3	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	・センターの運営方針、支援・指導の内容に関し、運営協議会から意見・指摘を受けた際の対応状況を評価するもの。	前年度の対応実績を対象	(市町村) ・前年度に開催した運営協議会において、意見または指摘が出されなかった場合は、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 (センター) ・市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合、指標の内容を満たすものとする。
4	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的で開催しているか。	4	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	・市町村とセンターの連携のための体制が整備され、連携が図られているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
5	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	5	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	・センターが担当圏域の実情に応じた取組を行うための、情報連携や重点項目の設定を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・次の7つの情報のうち、3つ以上提供している、または提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(①担当圏域の高齢者人口②担当圏域の高齢者のみの世帯数③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種住民アンケート結果④要介護等認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報⑤民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報⑥地域の社会資源に関する情報⑦その他ニーズ把握に必要な情報) ・データ、書面、システム等で提供している・提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 1

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	6	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。		前年度の実績が対象	(センター) ・重点業務を定めた検討の記録(検討に関する会議のメモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
6	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく三職種の配置を義務付けているか。		(センター指標なし)	・包括的支援事業を適切に実施するための原則的な体制が確保されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員の配置状況を評価するもの。 ・介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、それに基づく人員の配置状況を評価する。 ・直営のセンターについては、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員配置が、組織規則等において定められている、またはその他の方法により明示されることをもって指標を満たしているものとして取り扱う。 ・包括的支援事業の実施基準を定める条例に定めているのみでは指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・三職種には準ずる者を含む。
7	センターにおいて、三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	7	三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。		評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)がそれぞれ1名以上配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、担当区域における高齢者数に応じ、以下のとおり配置されている場合(それぞれの職種の準ずる者は含まない)に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・1000人未満の場合:3職種のうち1職種(1名)以上 ・1000人以上2000人未満の場合:3職種のうち2職種(2名)以上 ・2000人以上3000人未満の場合:保健師1名以上と社会福祉士・主任介護支援専門員のいずれか1名以上 (市町村) ・複数のセンターを設置している場合は、平均値を算出し、小数点第1位を四捨五入し整数化した値が基準による配置人数以上であれば、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
8	<p>センターの三職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(全圏域内の高齢者数/全センター人員)の状況が1,500人以下であるか。</p> <p>※小規模の担当圏域におけるセンターについては配置基準が異なるため、以下の指標を用いる。</p> <p>①第1号被保険者数が概ね2,000人以上3,000人未満…1,250人以下</p> <p>②第1号被保険者数が概ね1,000人以上2,000人未満の場合…750人以下</p> <p>③第1号被保険者数が概ね1,000人未満の場合…500人以下</p>		(センター指標なし)	<p>・介護保険法施行規則第140条の66において、担当区域における第1号被保険者数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに三職種を一人ずつ配置することとされており、三職種一人当たりの第1号被保険者数は1000～2000人と定められていることを踏まえ、人員配置状況を評価するもの。</p>	<p>評価実施年度における4月末時点の状況が対象</p>	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする。</li> <li>・センターが複数ある場合(担当圏域が全て同規模の場合)には、まずセンターごとに三職種一人当たりの第1号被保険者人口を算出した上で、平均値により判定。</li> <li>・市町村に規模の異なる担当圏域が混在する場合の解釈について、例示すると次のとおり。</li> </ul> <p>①第1号被保険者数が2,400人で三職種の配置2名(2,400/2=1,200人)</p> <p>②第1号被保険者数が1,400人で三職種の配置2名(1,400/2=700人)</p> <p>→A:各センターの一人当たり第1号被保険者数の合計:1,200+700=1,900人</p> <p>B:各センターの担当圏域の規模ごとの指標における基準人数※の合計: 1,250+750=2,000人</p> <p>→指標を満たすのは、A≤Bの場合であり、本例示は指標を満たしている。</p> <p>※「各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数」とは、指標に示している三職種一人当たり第1号被保険者数のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的支援事業に従事する三職種のみを対象とする。</li> </ul>
9	<p>センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。</p>	8	<p>市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。</p>	<p>・センター職員の資質向上を図るため、必要な研修計画の策定または共有状況を評価するもの。</p>	<p>評価実施年度の4月末までに示された、当該年度内の研修計画が対象</p>	<p>(市町村・センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者、研修内容・時間数は問わない。</li> <li>・評価実施年度の4月末までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>
	(市町村指標なし)	9	<p>センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。</p>	<p>・職場の状況に左右されず、均一な研修の機会を提供できているかを評価するもの。</p>	<p>前年度の実績が対象</p>	<p>(センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者、研修内容・時間数は問わない。</li> </ul>
10	<p>センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。</p>	10	<p>夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。</p>	<p>・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。</p>	<p>前年度の実績が対象</p>	<p>(市町村・センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。</li> </ul>

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
11	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	11	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。
12	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	・住民に広く認知されるための取り組みを行っているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・少なくとも広報紙やホームページで周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
13	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。		(センター指標なし)	・センターの円滑な利用のため、情報公表の取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。

## (2) 個人情報の管理

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
14	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	13	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	・個人情報の取扱方針が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
15	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	14	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	・個人情報漏えい等の事態が発生した場合の対応方法が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
16	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。		(センター指標なし)	・個人情報を適正に取り扱うため、センターから報告された事案への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・前年度に実績が無い場合、今年度速やかに指示・助言できる体制を整備している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	(市町村指標なし)	15	個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。	・個人情報保護に関する責任体制が構築されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。



	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	・個人情報の適正な取扱状況を問うもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

### (3) 利用者満足度の向上

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
17	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	17	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	・苦情受付体制と苦情への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	・センターが受けた相談内容を市町村との間で共有する体制を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。 ・直営の場合は、保険者としての立場からみて、相談窓口としてのセンターとの間で連携がなされているかを評価する。
19	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	19	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	・相談対応の際のプライバシーの確保に関する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

## 2. 個別業務

### (1) 総合相談支援業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
20	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加しているか。		(センター指標なし)	・センターの相談環境の整備のため、市町村の関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・関係団体とは民生委員・介護サービス事業者・高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等をさすが、そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	・相談に適切に対応するための関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
21	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	・相談事例の適切な進捗管理のため、住民等からの相談を終結する目安の設定状況を評価する。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
22	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	・相談内容の分析状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
23	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	23	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	・相談件数の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	
24	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。 ※対応例)センターだけでは対応が難しい相談事例等への支援方針の助言・指導、同行訪問、地域ケア会議への参加など	24	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から支援があったか。	・相談事例解決のための市町村とセンターの連携体制の構築とその対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対応について、日頃から連携体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
25	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	・介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。

## (2) 権利擁護業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	・適切な成年後見制度の活用を促すため取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	・虐待事例または虐待が疑われる事例への円滑な対応体制の整備状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
29	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	・高齢者の消費者被害等に対する対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	(市町村指標なし)	30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(センター) ・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
30	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握し、センターに情報提供しているか。	31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	・圏域内の居宅介護支援専門員に関するデータの把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・把握した情報を、センターにデータまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
31	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	32	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。	・市町村とセンターの連携による、計画的な介護支援専門員向け研修計画の策定状況を評価するもの。	評価実施年度における、開催計画が対象	(市町村) ・センターと協議している開催計画であれば、都道府県主催のものやセンターが共催するもの、民間事業者等による自主的な研修や、スキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的取り組みによるものも、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たすものとして取り扱う。 (センター) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
32	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	・市町村とセンターが介護支援専門員のニーズを共有しているか評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
33	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。			・介護支援専門員のニーズを踏まえた研修等の開催状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
34	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	・介護支援専門員のニーズに基づく、介護支援専門員と医療機関等の関係者との連携を推進する場の設定状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものでも構わない。 ・都道府県主催のものも対象とする。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。 (センター) ・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。
	(市町村指標なし)	35	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	・圏域内の居宅介護支援専門員が円滑に業務を行えるよう、環境整備の取り組み状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
35	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	・介護支援専門員からの相談内容の整理状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合(市町村においては全センターで行っている場合)に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。

#### (4) 地域ケア会議

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
36	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	・地域ケア会議の機能を踏まえ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、センターと共有されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(会議の名称は「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」に限らないが、設置要綱等において、介護保険法第115条の48が規定する地域ケア会議として位置づけられている必要がある。) ・地域ケア会議の5つの機能(①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成)について、計画された会議ごとに、いずれの機能を持つかが明示されており、かつ5つの機能の全てが、市町村における会議の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。 ・開催計画については、市町村が策定しているものを評価するものであり、例えばセンターが作成した計画を単にまとめた計画の場合については、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・スケジュールについては、少なくとも開催頻度等の目安を明確化している必要がある。
37	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。		(センター指標なし)		評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・少なくとも地域ケア会議の構成員が所属する団体へ周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
38	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して、周知しているか。	38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	・地域ケア会議の運営方法や連携方針を策定し、センターと共有されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても方針を策定し、データまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・運営方法と地域ケア会議の連携について周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
39	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	・個別ケースを検討する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
40	地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	・地域ケア会議における、多職種連携による個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・多職種から受けた助言等を生かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認 ・モニタリング方法の決定 等 ※1 確認とは見直しも含む。 ※2 「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。 ・なお、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う地域ケア会議の運営にあたっては、「介護予防活動普及展開事業 市町村向け手引き」(平成29年3月厚生労働省老健局老人保健課)等を参照すること。



	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
41	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	・個人情報の取扱について、方針を定め、それに基づき対応していることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターに示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (市町村・センター) ・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
42	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	・地域ケア会議における議事録等をまとめ、関係者間で共有している状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	・会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
44	生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。		(センター指標なし)	・自立に資するケアマネジメントが行われているかを点検するための実施体制が整備されているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	
45	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	・個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
46	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	・センターが主催した地域ケア会議の検討事項をまとめたものを、市町村とセンターで共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
47	センター主催及び市町村主催も含めた地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。		(センター指標なし)	・地域課題を検討する地域ケア会議の議事概要を住民向けに公表しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・公表の方法は問わない。 ・年1回以上実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
48	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を、地域ケア推進会議から市町村に提言しているか。		(センター指標なし)	・地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・提言した政策が実施されたかは問わない。 ・地域課題解決のための会議を市町村が直接開催している場合、その会議が地域ケア会議の開催計画の中で明確に位置づけられていれば、「政策を市町村へ提言している」とみなす。

### (5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
49	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントが行われるよう、市町村としての方針を定めセンターと共有していることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール(興味・関心チェックシート等)及び多職種の視点(地域ケア会議等)の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
50	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	・多様な地域の社会資源に関する情報提供の状況进行评估するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	・セルフマネジメント推進のための取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
52	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	・ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託実施する際の方針が明示されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで共有されていることを評価の対象とする。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
53	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターに対して明示しているか。	50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	・ケアマネジメントを委託した場合においても、センターの三職種等が適切に関与し、必要な支援を実施できているかを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・委託の有無にかかわらず、市町村がセンターに対し市町村が作成した指針を、データまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
54	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。		(センター指標なし)	・介護予防ケアマネジメントの実施に当たり適切な人員体制の整備を行うため、実施体制等の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

### 3. 事業間連携(社会保障充実分事業)

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
55	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	・センターの活動支援に資する取組として、医療と介護の連携に資する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
56	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
57	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	
58	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報(事例の経過や支援結果など)について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
59	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	・生活支援体制整備事業との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 13